



文部科学省

令和5年度 人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業 ～公募のポイント～

令和5年 4月

高等教育局高等教育企画課

1. 背景

2. 本事業について

3. 審査について

4. 申請について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）」（抜粋）

- 人文・社会科学の知と自然科学の知の融合による人間や社会の総合的理解と課題解決に貢献する「総合知」に関して、基本的な考え方や、戦略的に推進する方策について2021年度中に取りまとめる。あわせて、人文・社会科学や総合知に関連する指標について2022年度までに検討を行い、2023年度以降モニタリングを実施する。【科技、文】
- 上述の「総合知」に関する方策も踏まえ、社会のニーズに沿ったキャリアパスの開拓を進めつつ、大学院教育改革を通じた人文・社会科学系の人材育成の促進策を検討し、2022年度までに、その方向性を定める。【科技、文】



- 中央教育審議会大学分科会大学院部会において、人文科学・社会科学系の大学院や教育の方向性に関して、客観的なデータの分析や学生の声に重点を置きつつ、令和4年8月に「人文科学・社会科学系における 大学院教育改革の方向性 中間とりまとめ」（以下「中間とりまとめ」という。）を取りまとめ

【現状】 量的規模（大学院進学・修了者）が極度に不足



- ✓ 人文科学・社会科学系の学部卒人口に対して、大学院卒人口が極めて少ない
- 〔 研究科や専攻は十分に確保されているため、主に①と②の課題について検証・解決を図り、進学したくなる魅力ある環境を整えることを目指す 〕

【課題①】 社会的評価や認知の不足



- ✓ 人文科学・社会科学系の高度人材の能力や活躍が、大学と産業界等あるいは学生自身との間で十分に理解・共有されていない

◆ 社会における高度人材の価値認知

相互理解・協働に向けた
教育研究プログラムの推進と体制の構築

◆ 大学院の人材養成目的の明確化

【課題②】 大学院そのものの課題



- ✓ 大学院における人材養成モデルが学生の幅広いキャリアパスを支えるものになっていない
- ✓ 小規模専攻が多く、学生のテーマに合致する研究指導が十分に行われていない

◆ 幅広いキャリアパスを念頭においた教育課程・研究指導

◆ 学生の多様で自主的な「問い」に対応できる体制

それぞれの課題は相互に密接に関連しており、全体としての解決を目指す

課題と改革の方向性 ① (概要)

「人文科学・社会科学系における 大学院教育改革の方向性」(中間とりまとめ)(令和4年8月3日 中央教育審議会大学分科会大学院部会) (抄)

課題① 人文科学・社会科学系の高度人材の能力や活躍が、当事者である学生も含め、大学院と産業界等の社会との間に十分に理解・共有されていない

人文科学・社会科学系大学院

産業界・地域社会等

人材養成の目的明確化と学内外への提示



- ✓ 社会で活躍する高度人材を養成する観点から、「どのような人材を輩出するか」「どのような教育課程か」を明らかに
- ✓ 産業界等のニーズ分析、修了者のキャリアパスの追跡・把握、学内への周知

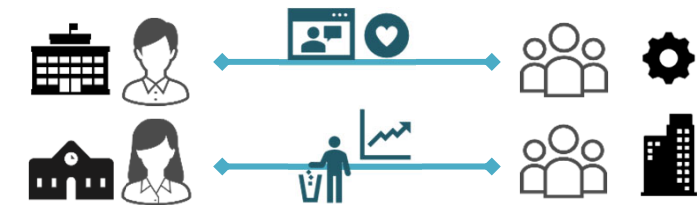


高度人材に関する価値の積極的認知

- ✓ 求める資質・能力に関する**具体的な情報提供**(社会課題への広い関心、心理統計等に係るスキル・リテラシー等)
- ✓ **ロールモデルの周知**やインターンシップの受け入れ、採用の拡大

相互理解・協働に向けた教育研究プログラムの推進と体制の構築

- ✓ 学生と社会の双方に、**大学院修了者の価値や社会的通用性の気づきを与える取組**
(例) 企業や公的機関等と大学が連携し社会課題の解決を目指す教育プログラム
既存の技術や製品に意味的価値を付加するための共同研究
専門職大学院を含む大学院リカレント教育の振興 等
- ✓ 上記取組に資する学内外や産学官連携等を通じた**ネットワーク型の教育研究体制の構築**
- ✓ ネットワーク等を活用した、**まとまりのあるキャリア支援体制の構築**及び産業界・地域社会等との連携



個々の研究テーマや関心に合わせた社会との結節点の構築



上記取組を支える教育研究・産学連携ネットワーク



社会課題への対応、意味的価値の創出等に係る実践的能力への気づき

課題② これまでの人材養成モデルが、必ずしも学生の幅広いキャリアパスを念頭に置いたものとなっておらず、教育・研究指導の質保証が十分になされていない

大学院・研究科



研究室・ゼミ

幅広いキャリアパスを念頭においた教育課程・研究指導と質保証



- ✓ 学生を広く社会で活躍させる意識を共有し、それを**修士・博士の教育課程に具体的に反映**することで、**組織としての人材育成・教育方針を徹底**
- ✓ 高度人材輩出に係る**社会のニーズや修了者のキャリアパスの把握**による教育・研究指導の向上
- ✓ 着実な**研究指導状況の可視化**(研究指導計画の確認・具体化等)と進捗管理・実績評価
※学位授与権は大学が有しており、研究室で適切な指導が行われているか確認・評価
- ✓ 研究科別の**標準修業年限と実績(修了生の修業年数等)の公表**

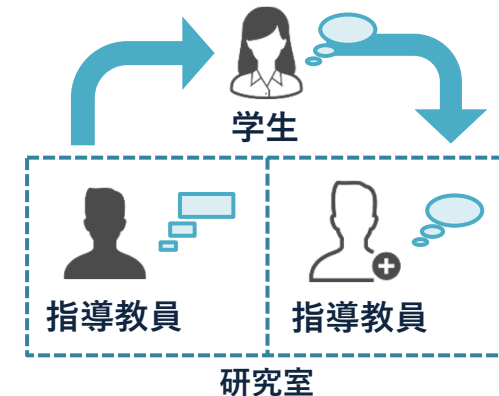
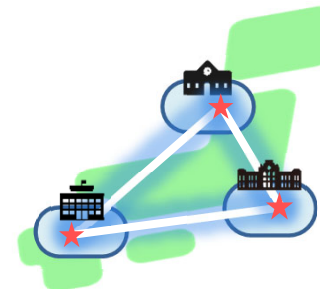


指導教員

- ✓ 学問(研究テーマ)や教員の研究指導方法の多様性は確保しつつ、「大学院の教育課程を担う指導者」として、**人材育成に係る意識改革**が必要
- ✓ 博士号は「専攻分野について、自立した研究者として研究活動を行う上で必要な高度の能力を身に着けた者」であり、いわば**研究者としての「運転免許」***との共通理解の醸成
*博士課程の目的は教員と同等レベルの研究業績を上げることではなく、課程修了後に自立した研究者として研究活動を行うための資質能力を身に着けること
- ✓ 各課程の学位授与方針に照らして、**修了後のキャリアパス実現や学位取得から逆算した研究指導計画**となるよう、標準修業年限内にやり遂げるという規範の確立・定着

学生の自主的で多様な「問い」に対応できる研究指導体制の構築

- ✓ 小規模専攻が多い中で、**学生の関心や研究テーマに適合した研究指導を受けることができる仕組みの構築**(研究室異動の円滑化、専攻の大くり化、研究指導委託等)
- ✓ 物理的な距離を超えた**ネットワーク型の教育研究体制**(大学院間連携や産学間連携)の構築による教員-学生間のマッチングの向上やチーム型教育研究、相互触発の推進

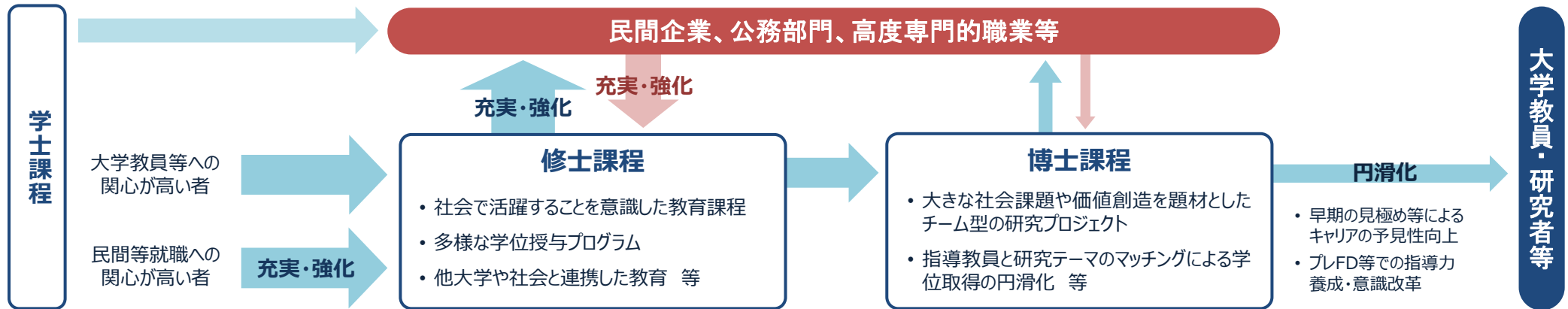


課題と改革の方向性 ②-2 (概要)

「人文科学・社会科学系における 大学院教育改革の方向性」(中間とりまとめ) (令和4年8月3日 中央教育審議会大学分科会大学院部会) (抄)

■ 修士課程と博士課程の方向性 (大枠)

- 修士課程では、人文科学・社会科学系の大学院卒人材の増加に向けて、民間企業等との連携など幅広いキャリアパスの拡大に重点的に取り組む
- 博士課程では、研究指導に係る意識や構造改革等、まずは教育課程としての体質改善を図るとともに、キャリアパスの予見性向上等に取り組む



【修士課程】

- 人文科学・社会科学系の大学院卒人材の増加を図るためには、まず**修士課程を学部卒後の一般的なキャリアパスとして位置づけるための教育・意識改革**や、**リカレント教育**の推進等が重要
- 修士課程においては、**学生の多様な興味や問題意識を尊重しつつ、実社会との接点や社会課題の解決に重きを置いたプロジェクトの実践により学位を授与する課程**※等、**多種多様で外部と双方向的な大学院教育を展開・拡充していくことが有効**と考えられる(当部会としては今後、こうした教育プログラムの事例収集や普及に向けた課題の整理が必要)

※ 例えば、修士課程で学び積み上げてきた大学院レベルの汎用的能力や専門的知識を総合的に活用しつつ、学びの総仕上げとして、地域課題等の現実的な諸問題に対し効果検証等を踏まえた解決策の提示を行うキャップストーンプログラム等

【博士課程】

- 大学教員を志す者が多い中、標準修業年限を逸脱しながらもキャリアパスの展望が描けないといった**課程そのものに関する内面的課題の改善**が必要
- 小規模専攻でも効果的な研究指導が行われるよう、組織の大きくり化や研究指導委託等を活用し、**アカデミア内外を跨いだ教育研究を拡大**することで、指導教員と研究テーマのマッチングによる**学位取得の円滑化**を図るとともに、**産業界・大学院間での中長期的な共同研究を推進**
- アカデミックポストの採用基準や要件、必要な業績等を可視化、早期見極めの実施等による**キャリア開拓の予見性の向上**及び教員としての**指導力の養成**
- 専攻や就職先を問わず、人文科学・社会科学系の博士課程で身につく**普遍的なスキル・リテラシーの明確化及び養成**

背景・課題

- SDGs等の国際的価値基準の浸透や、これに基づくエシカル消費・ESG投資といった行動変容等、社会経済活動は、機能的価値から意味的価値を重視する時代へとシフトしつつある

✓ SDGs各目標の市場規模は70兆～800兆円程度

✓ 2020年のESG投資*総額は約4,000兆円

*Environment, Social, Governanceの要素も考慮した投資

✓ エシカル（倫理）消費の意識は若い世代で特に高く、英国では約19兆円の市場規模

【出典】「SDGsビジネスの市場規模（株式会社デロイト・トーマツ）」、「GLOBAL SUSTAINABLE INVESTMENT REVIEW 2020」（GLOBAL SUSTAINABLE INVESTMENT ALLIANCE）、「サステナブル・ライフスタイル意識調査2021」（電通総研）、「Ethical Consumerism Report 2021, Ethical Consumer Markets Report 2018（Ethical Consumer）」

- このような中、高い付加価値をもたらす大学院卒人材の活躍、とりわけ価値発見的な視座を提供する人文科学・社会科学系の高度人材の輩出・活躍の促進が必要

✓ 日本では企業経営者の約8割が学士卒
米国では企業経営者の約7割が大学院卒

✓ 日本では諸外国に比べて人文科学・社会科学分野の大学院進学率が極めて低い*

*日本の全分野での修士号取得者割合は諸外国平均の約4分の1
人文科学・社会科学分野では約11分の1（大学院進学率2～4%）

【出典】教育未来創造会議第一次提言参考資料（教育未来創造会議）、科学技術指標2021（科学技術・学術政策研究所）

- 他方、我が国の人文科学・社会科学系の大学院は、小規模・分散的な専攻が多く、スケールメリットを生かした取組*が進んでいない等、大学院教育の抜本的な改革が急務

*社会との相互理解に資する多様な学位プログラム
幅広いキャリアパスや円滑な学位授与に向けたきめ細かな研究指導
組織的な就職支援等の整備 等

✓ 人文科学・社会科学分野では修士課程修了者の2割以上、博士課程修了者の8割以上が標準修業年限を超過

【出典】令和3年度文部科学省委託調査「大学院における教育改革の実態把握・分析等に関する調査研究」（リベルタス・コンサルティング）

（目的） ネットワーク型の教育研究を通じて社会の期待に応える、新たな人文科学・社会科学系の高度人材養成モデルを構築

事業内容

● 事業実施期間

・ 令和5年～令和10年（予定）

● 支援対象

・ 国立・公立・私立の大学院における人文科学・社会科学系を中心とした教育研究プログラム（学位プログラム）の構想

※ 修士・博士前期課程、博士後期課程、5年一貫制が対象（専門職大学院を含む）

※ 中教審大学分科会大学院部会の中間とりまとめ（令和4年8月）を踏まえた提案

● 支援内容

・ ネットワーク型の教育研究指導・産学連携・キャリア支援体制の構築に係る費用（システム構築費・人社系URA雇用等）

・ 教育研究ネットワークを介したチーム型の教育研究プログラムの立ち上げ・実施に係る費用（教育研究経費・教育研究指導時間の確保に向けた環境整備等）

※ 小規模専攻を含む複数大学院での連携や企業・公的機関等との連携を推奨

※ 採択機関における修了者のキャリアパス（就職率）等による中間評価を実施

● 支援金額・期間

・ 年間4,000万円（最大）×5件

※ 中間評価により増減する場合がある

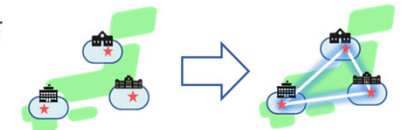
・ 6年間（体制構築1年＋実施5年）

※ 自走化に向けた減撤措置2年を含む

取組のイメージ

■ 物理的な距離を越えた教育研究ネットワークの構築

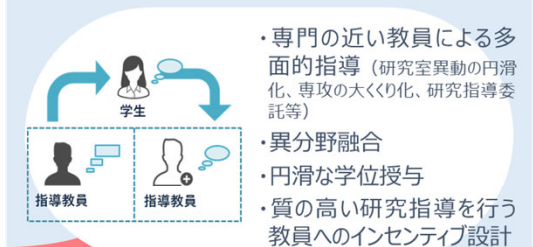
小規模・分散的な体制から、教育研究・就職支援におけるスケールメリットを発揮できる体制への転換



社会とつながる組織的な体制の構築



学生の関心に沿ったきめ細かな研究指導



■ 実社会での価値創生を目指したチーム型教育研究の推進



1. 背景

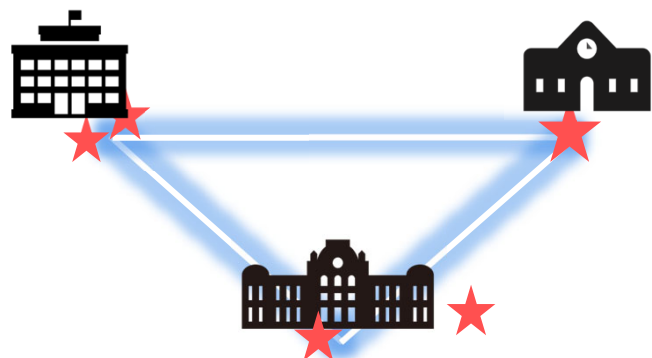
2. 本事業について

3. 審査について

4. 申請について

① 本事業の目的（公募要領 p.2）

- 複数の人文・社会科学系大学院や産業界・公的機関等といった社会と繋がる教育研究ネットワークを構築



ネットワーク型大学院



人文学系大学院学生・修了者

人文学分野としての新たな価値創生的視座を提供する、教育研究テーマ・コンセプトの設定



社会ニーズにตอบสนองした教育研究プログラム

- チーム型の教育研究体制の構築
- 人材養成の目的明確化・開示
- 共同研究、PBL教育
- キャリアパス拡大に向けた接点の構築



社会通用性への気づき



産業界・地域社会等



民間事業者等

- 小規模・分散的な教育研究指導体制から、スケールメリットを発揮したチーム型の教育研究や組織的な就職支援体制への転換
- 社会との接点を持ちつつ、学生の関心に沿ったきめ細やかな研究指導がなされる環境の構築を推進

- ネットワーク型の教育研究を通じて社会の期待に応える新たな人文・社会科学系の高度人材養成モデルを構築し、キャリアパスの拡大や処遇向上、大学院教育の質的改革を推進

② 申請対象とする取組（公募要領 p.5-10）

（1）申請対象

- 人文・社会科学系大学院を中心とした、中間取りまとめを踏まえた人材育成に関する取組

※ R5年度は構築準備期間とし、原則R6年度（遅くともR7年度）より学生の受入れを開始し、事業実施期間内に修了生を輩出することを前提

<必須となる取組>

- 自大学以外の2以上の大学と連携するとともに、連携先機関の所属を含む20名以上の学生（修士・博士を問わない）、4名以上の教員及び1名以上のプログラムコーディネーター（URA等）が参画する教育研究プログラムの計画であること
※ 加えて、小規模専攻・研究科や海外大学を含む複数大学院での連携や、企業・公的機関等との連携を積極的に行うことを期待
- 養成する人材像を明確にした上で、複数の研究科や専攻と連携したPBL教育（キャップストーンプログラム等）や共同研究など、実社会での価値創生を目指したチーム型教育研究体制を積極的に進める取組であること
- 組織的な就職支援体制を構築するとともに、例えば企業・公的機関等を教育研究の中に呼び込むことで、人文・社会科学系高度人材の社会的通用性への気付きを与えることにより、キャリアパス拡大を進める取組であること
- 研究指導の観点からの、教員に対する業績評価やこれに伴うインセンティブ付けを行う仕組みを事業実施期間中に構築すること
- 本事業により構築したネットワーク型の教育研究体制について、補助期間終了後も発展的かつ継続的に活動を行う具体的な構想・計画となっていること

② 申請対象とする取組（公募要領 p.5-10）

<その他、期待される取組等>

<社会と繋がるネットワーク型の教育研究・組織的な就職支援体制の構築の観点>

- 学外からの審査委員の登用等による開かれた円滑な学位審査プロセスを構築し、社会のニーズに応答した学位プログラムを構築する取組であること

<学生の関心に沿ったきめ細やかな教育研究指導体制の構築の観点>

- 研究室異動の円滑化や専攻の大括り化、研究指導委託（「連携大学院」方式）等の手法を通じて、学生の専門と近い教員による多面的指導や、異分野融合を柔軟に進める体制構築に向けた取組であること

<内部質保証（自己評価）・外部評価体制の構築の観点>

- 本補助金において実施するプログラムについて、自己評価の体制のみならず、連携校以外の大学や産業界等の有識者などの第三者による外部評価を行い、これらの評価結果を反映して改善を行う具体的な仕組みを構想・計画していること
- 人文・社会科学系の教育や研究に係る、国の審議会等により取りまとめられた（事業実施期間中に取りまとめられるものを含む。）振興方策等の内容も踏まえつつ、取組の不断の見直し・改善を行う具体的な仕組みを構想・計画していること
- 修了者が身に着けるべき能力（トランスファラブルスキル等）の修得状況について、学生が活用可能な形で見える化される取組であること

② 申請対象とする取組（公募要領 p.5-10）

（２）教育研究テーマ・コンセプトの設定

- どのような教育研究テーマ・コンセプトを通じて人文・社会科学系の高度人材養成モデルの構築を推進するかを明確に設定すること。
- その際、現下の社会課題や社会的要請に対して、人文・社会科学系分野としての新たな価値創生的な視座を提供し、修了者のキャリアパスを開拓又は大きく拡大するような挑戦的・発展的な取組を期待。

<テーマの一例>

- マーケティングに心理統計を組み合わせることによる付加価値創造
- 革新技術の活用や社会変革（AI・カーボンニュートラル等）により起こりうる社会課題（倫理問題など）への解決アプローチ
- エスノグラフィー（行動観察調査）を用いた新たな経営・政策モデルの構築・実装
- 我が国発のグローバル・ルールメイキングによる成長戦略の立案
- 地域社会での多面的な課題解決に向けたプラットフォームの構築

② 申請対象とする取組（公募要領 p.5-10）

（3）指標の設定

- 申請に際し、現状分析に基づく定量的な数値目標や実施・達成時期を必ず設定すること。
- その際、以下の<必須指標>を設定するとともに、プログラムの選定校と非選定校との比較を必ず行う。また、<必須指標>以外についても、プログラムの選定校と非選定校との比較が可能な指標を設定できないか検討の上、設定するようにすること。

<必須指標>

- 修了生の就職率（企業等就職者の割合、就職者等のうち学校基本調査に定める「無期雇用労働者」及び「左記以外の者」の割合）
- 修了生の標準修業年限超過率及び超過期間（年数）
- （プログラムにおいて実施する場合）共同研究実施件数
- （プログラムにおいて実施する場合）PBL実施件数
- 上記のほか、プログラムの教育研究テーマ・コンセプトに合致した定量的な成果指標を検討すること（プログラムの選定校や修了者と非選定校や非修了者との間で比較検証が可能なものを推奨）

※ 上記に加え、事業のアウトカムを把握するため、プログラム参加学生の進路状況等について、必要に応じて報告を求める予定

※ 「人文学・社会科学の研究成果のモニタリング指標について（とりまとめ）」（令和5年2月科学技術・学術政策審議会学術分科会人文学・社会科学特別委員会）において示されている人文学・社会科学の研究成果のモニタリング指標についても参照すること

③ 選定件数・補助期間・事業規模等（公募要領 p.2-3,7-8）

- 選定件数：5件程度 ※ 申請の状況等により予算の範囲内で調整を行うことがある
- 規模：補助金上限額 40,000千円（初年度・年間）
- 補助期間：最大6年間（R5～R10年度）
※ 国の財政事情等により、これを必ず保証するものではなく、年度毎の評価等結果にもよる
- 対象機関：大学院修士課程、博士前期課程または後期課程（一貫制博士課程を含む。）、または専門職学位課程を設置する国公立大学
- 事業者・申請者：【事業者】設置者、【申請者】学長
※ 主となる1つの大学が代表校、その他の連携大学が連携校として申請
- 申請単位：大学単位 ※ それ以外の単位（研究科、専攻、専攻課程）での申請は不可
- 申請可能件数：代表校として一つの大学が複数プログラムに申請することは可能
ただし、代表校としての採択は一つの大学につき1件までの予定
※ 連携校としての複数申請への参加・採択には特段の要件はなし

- ・ プログラムの審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはない
- ・ プログラムの規模や費用対効果等を勘案し、補助金上限額の範囲内で真に必要な額を計上すること。経費の妥当性、不可欠性も審査の対象となるため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響
- ・ プログラムの総事業費が補助金上限額を超える場合、補助金上限額との差額は自己負担となる
- ・ 次年度以降の補助金上限額については、予算の範囲内で調整する場合がある
- ・ 補助期間終了後の継続的な事業実施を図る観点から、事業に対する補助金の配分額については、補助期間最終年度の前年は当初配分額の2/3に、最終年度は当初配分額の1/3に逡減させることを予定しているため、外部資金等の獲得方法など、補助期間中の自己負担比率をどのように高めていくかを明確にすること
また、資金計画の作成はプログラムの継続性・発展性の確保を目的とする趣旨に鑑み、補助金の逡減等に関わらず取組自体の水準（ネットワーク型の教育研究指導・産学連携・キャリア支援体制の内容・水準など）を維持する内容とすること

④ 申請資格・申請要件（公募要領 p.3-5）

(1) 申請資格

○ 代表校は下記①～⑨、連携校は下記①～⑧のいずれかに該当する場合、本事業に申請できない。

(組織運営関係)

- ① 学生募集停止中の大学
- ② 学校教育法第109条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学
- ③ 次に掲げる表において、上段の区分の令和5年度のものを含む直近の修業年限期間中、連続して下段の収容定員充足率を満たしていない大学

区分	学士課程（全学部）
収容定員充足率	70%

- ④ 「私立大学等経常費補助金」において、定員の充足状況に係る基準以外の事由により、前年度に不交付又は減額の措置を受けた大学
- ⑤ 再推費における事業のうち令和4年度実施の事後評価において、「事業目的が達成できなかった」等の最も低い評価を受けた大学
- ⑥ 再推費における事業のうち令和4年度実施の中間評価において、「中止することが必要」等の最も低い評価を受けた大学

(設置関係)

- ⑦ 設置計画履行状況等調査において、「指摘事項（法令違反）」が付されている大学
- ⑧ 大学、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）第2条第1号若しくは第2号のいずれかに該当する者が設置する大学
- ⑨ 全学の収容定員充足率（設置する学部の在籍者数の和／設置する学部の収容定員の和）が、下記の表に掲げる令和2年度から令和5年度の平均収容定員充足率又は令和5年度の収容定員充足率の基準を満たしていない大学（下掲表における区分「学部規模（入学定員）」は、「学部規模（設置する学部の平均入学定員）」と読み替える）

※⑨については、従前の取扱いで要件を満たしていることをもって、今回の申請要件を満たすことができるものとする。

区分	大学				
大学規模（収容定員）	-	4,000人以上			4,000人未満
学部規模（入学定員）	-	300人以上	100人以上 300人未満	100人未満	
令和2年度～令和5年度 平均収容定員充足率	-	1.15倍未満	1.20倍未満	1.25倍未満	1.25倍未満
令和5年度 収容定員充足率	0.5を上回る	1.05倍未満	1.10倍未満	1.15倍未満※	1.15倍未満

※大学規模（収容定員）が8,000人以上の場合は「1.15倍未満」を「1.10倍未満」と読み替える。

④ 申請資格・申請要件（公募要領 p.3-5）

（2）申請要件

○ プログラムへの申請を希望する大学（代表校及び連携校）は、以下に掲げる内容を、全学（※）において、令和8（2026）年3月（中間評価実施年度末）までに確実に達成することが申請の要件となる。

（※）下記の①については専攻科、別科、研究所、センター等を除く。

○ なお、申請の要件は申請時においても達成状況を確認するほか、上記の時期に達成していないことが確認された場合は、以降の補助金を減額または打ち切るとともに大学名を公表することがある。

（教育改革関係）

① ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーが各学部学科等のカリキュラム編成等に反映されているとともに、それらに基づき教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みを構築していること。

（設置関係）

② 設置計画履行状況等調査の対象となっている大学において、「指摘事項（是正）」が付されている場合は、当該意見が付されていない状況となっていること。

⑤ 補助金の交付等（公募要領 p.13-15）

○ 選定されたプログラムにおいて、補助金の充当が適切と考えられる例えば下記に関する事項に対して、研究拠点形成費等補助金により、文部科学省から経費措置を行う。プログラムの趣旨・目的に沿って経費を使用するよう留意すること。

- ・ ネットワーク型の教育研究指導・産学連携・キャリア支援体制の構築のための必要な経費
- ・ 教育研究ネットワークを介したチーム型の教育研究プログラムの立ち上げや実施のための必要な経費

○ プログラムにおいて使用できる具体的な経費の種類は、原則として別添 3 に示すものとする。申請に当たっては、経費の使途の有効性を十分に検討し、事業計画に見合い、かつ、補助期間終了後も取組が継続できるよう、補助期間における適切な規模の所要経費を算出すること。

※ 令和 5 年度申請経費については、補助金の交付内定又は交付決定日から令和 6 年 3 月までの期間に行う人材育成その他プログラム構築に必要な経費を申請すること

(参考) 別添 3 : 経費の使途可能範囲 ※一部抜粋

【物品費】

① 設備備品費

(例) ネットワーク型の教育研究指導等を実施するための、遠隔教育のための情報機器購入・据付けなど

② 消耗品費

【人件費・謝金】

① 人件費

(例) プログラムにおいて実施する教育カリキュラム・教育課程の改革を担当する者や大学とステークホルダー等をつなぐコーディネーター、リサーチアドミニストレーター、プログラムを担当する教員の教育研究時間確保に必要な事務職員等の人件費

② 謝金

【旅費】

【その他】

① 外注費

② 印刷製本費

③ 会議費

④ 通信運搬費

⑤ 光熱水料

⑥ その他（諸経費）

連携校における本補助金執行は、当費目により分担金又は委託費（いずれとするかは両者取り決めによって定めこと）からの支出により可能。

⑥ プログラムの実施・評価等（公募要領 p.10-12）

（１）実施体制

- 全学的な教育改革の一環として、学長のリーダーシップの下に実施すること。そのため、学内のガバナンス体制を確立し、学長はプログラム全体に責任を持つとともに、全学的な普及と成果の活用に努めること。
- プログラムの実施状況については、定期的に自己点検・評価を行うこと。自己点検・評価に当たっては、評価指標の適切性や達成状況などを客観的に評価するため外部評価の仕組みを構築するなど、適切な体制を整備すること。

（２）評価等

- 外部評価委員会により、以下の取組を実施予定
 - ① 毎年度のフォローアップ活動（中間評価年度は除く。）
 - ② 中間評価：補助期間３年目（R7年度）
 - ③ 事後評価：補助期間終了翌年度（R11年度）

- ・ 中間評価やフォローアップ活動の結果は、財源の範囲内で、事業目的や目標の達成状況が計画を超えて進捗していると判断されるプログラムへの配分の増額及び十分になされていないプログラムへの配分の抑制などにより、その翌年度以降の補助金額の配分に勘案される予定
また、事業目的や目標の達成状況が総じて当初の計画を下回ること等により困難又は不可能と判断した場合は、プログラムの中止も含めた計画の見直しを求める
- ・ フォローアップ活動及び中間評価においては、委員会の審議等を踏まえ、留意事項としてプログラムの改善のための取組を求めるか、参考意見を付すことがある。選定審査時の留意事項又は参考意見と合わせ、これらへの対応状況もフォローアップ活動、中間評価及び事後評価の対象となる
- ・ 中間評価及び事後評価の最新の結果は、評価年度の翌年度以降に公募する再推費の新たなプログラムの申請資格や選定審査に影響することがある

⑥ プログラムの実施・評価等（公募要領 p.10-12）

（3）採択された大学及びその他大学間での比較・分析

- 本事業においては、「大学院における教育改革の実体把握・分析等に関する調査研究」等の活用により、主に大学院間・産学間連携及び内部質保証の観点から、採択された大学とその他大学における比較・分析を、文部科学省においてR7年度以降毎年度実施し、大学院教育施策の企画・立案や高等教育関連補助事業における新たなモデル構築への検討などのため活用する予定

※ 中央教育審議会大学分科会等での審議等を踏まえた、大学院教育改革に関する取組状況等を、国内の大学院を設置する全ての大学に対し、定期的実施している調査研究（直近は令和3年度に実施。）。

: https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/itaku/1418390_00001.htm

（4）成果の発信・普及

- プログラムによる成果については、国民・社会に対する説明責任を果たす観点から、一般国民を対象とした成果発表会等において発表するとともに、大学等のウェブサイトにおいて公表すること。また、プログラムの中途段階においても、その実施状況等に係る積極的な情報発信を期待
- 新たな人文・社会科学系の高度人材養成モデルの構築という本事業趣旨に基づき、体制構築や教育研究指導等に関するノウハウや課題、養成した人材のロールモデルとしてのPRなど、本事業により得られた経験・知見や成果を、人文・社会科学系に限らず他の大学や社会へ広く還元・普及するための取組を積極的に進めること

その他、申請書提出や補助金の交付・執行に関する留意事項等が「公募要領」に記載されていますので、必ず確認の上申請書等を作成ください。

1. 背景

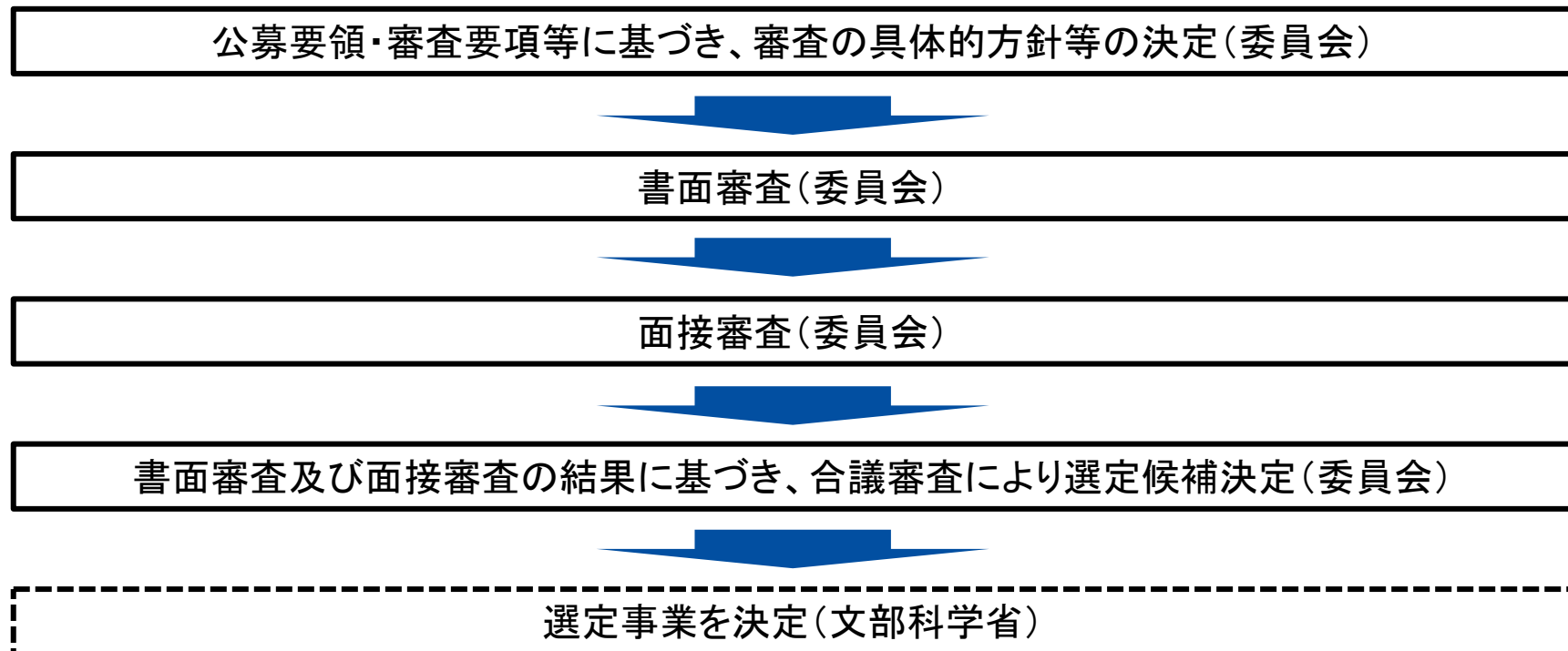
2. 本事業について

3. 審査について

4. 申請について

① 審査体制（公募要領p.10、審査要項）

- 審査は、審査・評価業務の実施機関である独立行政法人日本学術振興会が設置する、外部有識者により構成される「人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業委員会」（以下「委員会」という。）が行う。
- 審査は、①書面審査と、②面接審査（①の結果を基に対象事業を決定）の二段階で行う。
- 委員会は、書面審査及び面接審査の結果等を基に合議審査を行い、文部科学省に推薦する選定候補を決定する。なお、選定に当たっては、採択大学の設置主体（国公立）や課程のバランスのほか、人文科学・社会科学系の分野等のバランスを考慮する場合がある。



② 審査方針：評価項目（審査要項）

- 審査においては、申請書が公募要領に示された内容を満たした提案となっていることを確認した上で、特に下記の観点について審査するものとする。

（1）大学院の改革方針を踏まえた本事業の位置付け及び実施基盤

- 本事業の背景・目的の観点から、各大学院における改革の現状と課題が十分に把握・分析されるとともに、本事業における計画がその解決に明確に資するものとして、人文科学・社会科学系の大学院全体の改革の一環に位置付けられているか。

【大学院改革における本事業の位置付け】

- 事業計画の実現に向けた学内の実施体制が整備されているか（学長又は研究科長等をトップに、事業を実施する教職員や関連組織（連携先機関含む）が密に連携できる体制となっているか。）。**【実施体制】**
- 事業計画の実現体制の中で、客観的なデータ等を用いた事業計画の進捗状況に関する現状把握・分析を行い、その結果を基に事業計画の改善や見直しを行う体制となっているか。**【自己評価体制】**

<【その他、期待される取組等】の観点>

- 自己評価の体制のみならず、連携校以外の大学や産業界等の有識者などの第三者による外部評価を行い、これらの評価結果を反映して改善を行う構想・計画が具体的なものとなっているか。
- 人文・社会科学系の教育や研究に係る、国の審議会等により取りまとめられた（事業実施期間中に取りまとめられるものを含む。）振興方策等の内容も踏まえつつ、取組の不断の見直し・改善を行う仕組みが具体的なものとなっているか。

② 審査方針：評価項目（審査要項）

（2）事業計画の具体的な内容・指標設定

- 養成する人材育成像や構築する教育研究プログラムの内容が、本事業の趣旨・目的や「人文科学・社会科学系における大学院教育改革の方向性 中間取りまとめ ～自主的な「問い」の尊重と教育課程として果たすべき責任の両立に向けて～」（令和4年8月中央教育審議会大学分科会大学院部会）を踏まえたものとなっているか。【計画の概要】
- 「教育研究テーマ・コンセプト」が、参画する大学院や連携先機関の持つ強みも有機的に活かしたものとなっており、その上で、現下の社会課題や社会的要請に対して、人文・社会科学系分野としての新たな価値創生的視座を提供し、修了者のキャリアパスを開拓又は大きく拡大するような挑戦的・発展的なものとなっているか。【教育研究テーマ・コンセプトの設定】
- 目標達成に向けた課題を把握・分析した上で、定量的な指標や数値目標・時期が設定され、その内容は事業成果として妥当かつ意欲的なものとなっているか。また、＜必須指標＞以外の指標のプログラムの選定校と非選定校の比較が可能な指標について、その比較方法が明確となっているか。【指標の設定】

<【必須となる取組】の観点>

- 連携する大学数、及び参画する学生・教員及びプログラムコーディネーター（URA等）の数が適切に設定され、小規模専攻・専攻科や海外大学を含む複数大学院での連携や企業・公的機関等との積極的な連携が期待できるものとなっているか。
- 構築する教育研究プログラムにおいて、実社会での価値創生を目指したチーム型の教育研究体制が積極的に進められる取組（PBL教育や共同研究など）が行われるか。
- 組織的な就職支援体制の構築に向けた具体的な計画となっており、かつキャリアパスの拡大が期待できるものとなっているか。
- ネットワーク型の教育研究体制の構築を積極的に行う教員に対し、業績評価やこれに伴うインセンティブ付けを行うための仕組みが具体的なものか。

<【その他、期待される取組等】の観点>

- 学位プログラムを構築する事業計画である場合、学外からの審査委員の登用等による開かれた円滑な学位審査プロセスを構築し、社会のニーズに応答した学位プログラムを構築するものとなっているか。
- 学生の専門と近い教員による多面的指導や、異分野融合を柔軟に進める体制構築に向けた取組を行う場合、その内容が具体的かつ実現可能性が期待できるものとなっているか。
- 修了者が身に着けるべき能力（トランスファラブルスキル等）の修得状況について、学生が活用可能な形で見える化される取組が具体的なものとなっているか。

② 審査方針：評価項目（審査要項）

（3）事業計画の適切性

- 事業計画は、具体的かつ実現可能性のあるものとなっているか。【事業計画の実現性】
- 本事業により構築されるネットワーク型の教育研究体制や新たな人文・社会科学系の高度人材養成モデルが、補助期間終了後も発展的かつ継続的に活動を行う具体的な構想・計画となっているか。【体制的な事業計画の発展性・継続性】
- 資金計画の面から、補助期間内を通して取組の水準や規模を維持しつつ事業計画を遂行することが見込めるものとなっているか。また、補助期間終了後も継続的かつ発展的な取組の実施が十分見込めるものであるか。【資金的な事業計画の継続性】

（4）事業成果の先進性と普及

- 事業成果は、当該大学のみならず、我が国の大学院教育全体や社会にとっても先進性を有するものであるか。【先進性】
- 目標が達成されることが、費用対効果も勘案し、我が国の大学院教育全体や社会にとって有意義なものか。【費用対効果】
- 本事業により構築されるネットワーク型の教育研究体制や新たな人文・社会科学系の高度人材養成モデルが、導入する上での課題やその対応方法の整理がなされた上で、先駆的なモデルとして、手法及び計画における取組内容の波及が見込まれるものであるか。【波及効果】

（5）申請経費の妥当性

- 申請経費の内容は、明確かつ妥当であり、計画上必要不可欠なものか。【経費の事業内容との関係性・整合性】
- 過大な積算となっていないか。【積算の妥当性】

その他、審査体制や審査基準等について「審査要項」に記載されていますので、必ず確認の上申請書等を作成ください。

1. 背景

2. 本事業について

3. 審査について

4. 申請について

申請に当たって（申請書作成・記入要領）

（1）スケジュール

○ 令和5年4月21日（金） 公募開始

令和5年4月28日（金）
公募説明会

公募
期間

○ 令和5年5月29日（月）10時～6月6日（火）17時
アップロード希望申請期間 ※詳細は「申請書作成・記入要領」のとおり

○ 令和5年6月20日（火）17時 申請締切

※ 申請開始は6月12日（月）10時から

審査
期間

令和5年7月（予定）
書面審査
令和5年8月（予定）
面接審査・合議審査

○ 令和5年8月下旬（予定） 選定結果通知

※ 交付内定は9月上旬頃を予定

申請に当たって（申請書作成・記入要領）

（２）申請方法

- 申請書類の提出期間：令和5年6月12日（月）10時～6月20日（火）17時【必着】

- 提出書類：1. 申請提出書
2. 申請書（様式1～5及び補足表）
3. プレゼンテーション資料（事業ポンチ絵及びカリキュラムマップ）
※ 1はPDF形式のみ、2・3はPDF形式及びエクセル・パワーポイント形式（基データ）の両方

- 提出方法：電子データを提出してください（紙媒体での提出は不要。）。申請を予定している大学は、別途審査・評価業務の実施機関（独立行政法人日本学術振興会）より【申請書類提出用URL】を送付しますので、必ず下記の送信期間内にメールを送信してください。

【送信期間】令和5年5月29日（月）10時～6月6日（火）17時

【送信先】下記2件の宛先に同時に送信ください。

① daigakuin@mext.go.jp（文部科学省高等教育局高等教育企画課高等教育政策室）

② zinsha-net-jsps@jsps.go.jp（独立行政法人日本学術振興会）

【件名】【アップロード希望】（申請大学名）人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業

その他、申請書の各項目の作成・記入上の留意点等が「申請書作成・記入要領」に記載されていますので、必ず確認の上申請書等を作成ください。